二　期日
　1　前号1の事案　平成二十三年二月十七日
　　午後二時から
　2　前号2の事案　平成二十三年二月二十一日
　　午後二時から
三　場所
　1　第1号1の事案　富里北部コミュニティセンター（千葉県富里市日吉台二丁目二四―一）
　2　第1号2の事案　蓮田市コミュニティセンター（埼玉県蓮田市大字貝塚一〇一五番地）
四　事案の要旨
　1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
　2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎1号館）、日本瓦斯株式会社（東京都中央区八丁堀二丁目十番七号）、及び第1号1の事案については日本瓦斯株式会社成田営業所（千葉県富里市日吉倉一五一五―一二）、第1号2の事案については日本瓦斯株式会社蓮田営業所（埼玉県蓮田市西新宿五丁目一一二）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「日本瓦斯株式会社○○・○○地区関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第1号1の事案については、平成二十三年二月七日までに、第1号2の事案については、平成二十三年二月七日までに、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎1号館）に到達するよう提出すること。
　　なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（往復はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第1号1の事案については、平成二十三年二月二日までに、第1号2の事案については、平成二十三年二月七日までに、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎1号館）に到達するよう申し込むこと。
　　なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
　3　公聴会が前記第1号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿
（ふりがな）
届出者　氏　名
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

日本瓦斯株式会社○○・○○地区申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査基準確定測量の成果につき、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして同条第５項の規定に基づき、平成23年１月13日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第19条の規定により、次のように公告する。

平成23年１月26日

農林水産大臣　鹿野　道彦

測量及び調査を行った者の名称	測量及び調査を行った地域
北海道	北海道芦別市常磐町及び福住町の各一部
〃	北海道石狩郡新篠津村の一部
〃	北海道久遠郡せたな町北檜山区丹羽及び西丹羽の各一部
〃	北海道夕張郡長沼町字馬追、字馬追原野及びオサツナイの各一部
〃	北海道夕張郡栗山町字南学田の一部（南学田北部地区）
〃	北海道夕張郡栗山町字南学田の一部（南学田地区）
〃	北海道樺戸郡新十津川町字総進の一部
〃	北海道雨竜郡雨竜町、字尾白利加、字満寿及び字オシラリカ並びに樺戸郡新十津川町字大和の各一部
〃	北海道上川郡鷹栖町の一部
〃	北海道勇払郡厚真町字上野、字豊沢、字富野及び字鯉沼の各一部
福岡県	福岡県行橋市大字今井及び金屋の各一部
〃	福岡県行橋市大字津留、真菰及び元永の各一部
〃	福岡県豊前市大字篠瀬及び岩屋の各一部
〃	福岡県豊前市大字篠瀬及び鳥井畑の各一部
〃	福岡県朝倉市大字宮野及び須川の各一部
〃	福岡県八女郡矢部村大字矢部の一部
〃	福岡県田川郡添田町大字落合上換地区（桝田落合地区落合上換地区）
〃	福岡県田川郡添田町大字落合の一部（桝田落合地区駒嶋換地区）
〃	福岡県田川郡添田町大字桝田及び落合の各一部
〃	福岡県京都郡みやこ町勝山黒田の一部
〃	福岡県築上郡上毛町大字土佐井の一部
佐賀県	佐賀県多久市西多久町大字板屋の一部（西多久地区谷換地区）
〃	佐賀県多久市西多久町大字板屋の一部（西多久地区平山換地区）
〃	佐賀県多久市西多久町大字板屋の一部（西多久地区山口換地区）
〃	佐賀県藤津郡太良町大字糸岐の一部（太良地区小田換地区）
〃	佐賀県藤津郡太良町大字糸岐の一部（太良地区中尾換地区）
〃	佐賀県藤津郡太良町大字糸岐の一部（太良地区柳谷換地区）
〃	佐賀県藤津郡太良町大字糸岐の一部（太良地区籔田換地区）
〃	佐賀県藤津郡太良町大字大浦の一部
〃	佐賀県藤津郡太良町大字多良の一部
唐津市	佐賀県唐津市七山馬川の一部
熊本県	熊本県人吉市下田代町及び球磨郡錦町大字西の各一部
〃	熊本県菊池市下河原の一部
〃	熊本県菊池市旭志尾足及び菊池郡大津町大字矢護川の各一部
〃	熊本県天草市楠浦町の一部
〃	熊本県球磨郡錦町大字一武の一部（一武地区１工区）
〃	熊本県球磨郡錦町大字一武の一部（一武地区２・３・４工区）
〃	熊本県球磨郡錦町大字西の一部
〃	熊本県球磨郡あさぎり町須恵の一部
〃	熊本県天草郡苓北町大字坂瀬川の一部
〃	熊本県天草郡苓北町大字都呂々の一部
〃	熊本県上天草市大矢野町上の一部
上天草市	熊本県葦北郡芦北町大字大野及び国見の各一部
芦北町	熊本県球磨郡錦町大字木上北の一部
球磨地域農業協同組合	